

陳 情 文 書 表

1 件 名 日本国旗を加西市議会に掲揚することについて

2 受理年月日 平成26年11月21日

3 受理番号 第 1 号

4 陳 情 者 加西市坂本町698番地の1
小谷安富 外1名

5 陳情の要旨

<陳情項目>

日本国旗である日の丸を加西市議会の本会議場、委員会室、正副議長室に掲揚するよう求める。

<理由・経緯等>

加西市は日本国のひとつの自治体であり、加西市民は日本国民の一員である。加西市議会は日本国の法律に基づき加西市の運営をチェックして市民の思いを行政に反映するが、それらの行動の基となるのは日本国憲法であり法律である。日本国中の議会が日本国の象徴である日本国国旗を掲揚するのは当然の行為である。しかし、誤った歴史史観を持つ人たちにより国旗の掲揚が行われないことがあるが、真に遺憾なことである。

昨年、加西市議会に国旗掲揚を求める請願があった。採決の結果8対7で不採択となり、日本国国旗を掲揚しないことが決まった。行政側には国旗が掲げられているが、現在も加西市議会には日本国国旗が掲揚されていない。

日本国旗である日の丸を加西市議会の本会議場、委員会室、正副議長室に掲揚することを熱望する。

6 付託委員会 総務委員会

陳 情 書

平成26年11月21日

加西市議会議長
森元清蔵様

陳情者

住所 兵庫県加西市坂本町698番地の1

氏名 小 谷 安 富



住所 兵庫県加西市殿原町899-2

氏名 大 野 善 也



件 名 日本国旗を加西市議会に掲揚することについて

陳情項目

- 1、日本国旗である日の丸を加西市議会の本会議場、委員会室、正副議長室に掲揚するよう求めます。

陳情の理由・経緯等

加西市は日本国のひとつの自治体であり、加西市民は日本国民の一員であります。加西市議会は日本国の法律に基づき加西市の運営をチェックして市民の思いを行政に反映しますが、それらの行動の基となるのは日本国憲法であり法律であります。日本国中の議会が日本国の象徴である日本国国旗を掲揚するのは当然の行為です。しかし、誤った歴史史観を持つ人たちにより国旗の掲揚が行われないことがあります。真に遺憾なことであります。

昨年、加西市議会に国旗掲揚を求める請願がありました。採決の結果8対7で不採択となり、すなわち、日本国国旗を掲揚しないことが決まりました。行政側には国旗が掲げられていますが、現在も加西市議会には日本国国旗が掲揚されていません。

改めて、日本国旗である日の丸を加西市議会の本会議場、委員会室、正副議長室に掲揚することを熱望します。